

内閣参質二〇一第八四号

令和二年四月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出インフルエンザ脳症の患者数の確認と治療法の確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出インフルエンザ脳症の患者数の確認と治療法の確立に関する質問に対する答
弁書

一について

お尋ねの「インフルエンザ脳症の過去五年間の年齢別の患者数」について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項第二号の規定に基づき行われたインフルエンザ脳症の患者に係る届出の件数を、平成二十七年から令和元年までの年ごとに、①零歳、②一歳から四歳まで、③五歳から九歳まで、④十歳から十四歳まで、⑤十五歳から十九歳まで、⑥二十歳から二十四歳まで、⑦二十五歳から二十九歳まで、⑧三十歳から三十四歳まで、⑨三十五歳から三十九歳まで、⑩四十歳から四十四歳まで、⑪四十五歳から四十九歳まで、⑫五十歳から五十四歳まで、⑬五十五歳から五十九歳まで、⑭六十歳から六十四歳まで、⑮六十五歳から六十九歳まで、⑯七十歳以上の年齢階層別にお示しすると、次のとおりである。

平成二十七年 ①三件 ②十八件 ③二十四件 ④二件 ⑤四件 ⑥一件 ⑦三件 ⑧一件 ⑨一件
⑩二件 ⑪二件 ⑫二件 ⑬一件 ⑭三件 ⑮三件 ⑯十五件

平成二十八年 ①十一件 ②七十九件 ③七十二件 ④二十九件 ⑤四件 ⑥一件 ⑦一件 ⑧一件

⑨三件 ⑩五件 ⑪五件 ⑫一件 ⑬二件 ⑭一件 ⑮四件 ⑯十二件

平成二十九年 ①四件 ②五十二件 ③三十一件 ④十七件 ⑤二件 ⑥一件 ⑦零件 ⑧零件 ⑨三

件 ⑩一件 ⑪零件 ⑫四件 ⑬四件 ⑭零件 ⑮四件 ⑯十三件

平成三十年 ①一件 ②四十八件 ③五十件 ④十三件 ⑤八件 ⑥三件 ⑦二件 ⑧三件 ⑨三件

⑩一件 ⑪二件 ⑫二件 ⑬四件 ⑭六件 ⑮三件 ⑯十三件

令和元年（暫定値） ①四件 ②百十七件 ③百十二件 ④四十六件 ⑤二件 ⑥一件 ⑦四件 ⑧四

件 ⑨三件 ⑩五件 ⑪四件 ⑫三件 ⑬五件 ⑭四件 ⑮一件 ⑯十八件

また、お尋ねの「インフルエンザ脳症が主な原因とされる患者の死亡者数」については、把握していな
い。

二及び三について

お尋ねの「予防法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、インフルエンザにかかった後にイ
ンフルエンザ脳症の発症を防止することができる科学的根拠に基づく方法は確立していないと承知してい

る。

また、お尋ねの「治療法」及び「研究支援」については、平成三十年二月に、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業の「新型インフルエンザ等への対応に関する研究」において、御指摘の「インフルエンザ脳症ガイドライン」の改訂版を改訂したも
のとして、「インフルエンザ脳症の診療戦略」が作成されているところである。